

介護保険 毎月の自己負担 上限額引き上げへ

厚生労働省は、介護保険サービスを利用した際の自己負担額の上限を引き上げる検討に入った。現在、月額3万7200円が上限となっている世帯が対象。19日に開く社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部

会に提案し、引き上げ幅の協議を始める。

介護サービスは所得に応じて費用の1割か2割を利用者が負担する。毎月の負担額の上限を超えた分が払い戻される「高額介護サービス費」制度は、負担能力

に応じて上限を規定。今回の対象は、課税所得145万円未満で、市区町村民税は課税されている世帯だ。医療費の「高額療養費制度」では70歳以上の上限が月4万4400円のため、財政制度等審議会（財務相

の諮問機関）が同額にするよう求めていた。ただ、高額療養費制度の上限も上げる検討をしており、引き上げ額は年末までに調整する。
(水戸部六美)